

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

項 目 名	セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充
税 目	所得税

要 望 の 内 容	軽度な身体の不調は自分で手当するというセルフメディケーションは、限りある医療資源を有効に活用しながら、健康の維持・増進を図るものであり、今後益々重要になっていくことが考えられる。 我が国の人口動態を見ると、 ・ 2025 年にいわゆる団塊の世代が全員 75 歳以上となり、また、今後 65 歳以上の高齢者は増加傾向が続き、2043 年にピークを迎えると予想されていること、 ・ 一方で、生産年齢人口は急激に減少すると見込まれており、医療分野も含めて労働力の制約が高まっていくと予想されること を踏まえると、今後、セルフメディケーションの推進に重点的に取り組むことが必要。 こうした背景の中で、セルフメディケーションを更に推進する観点から、本税制について、下記の要望を行う。 ○税制の継続 本税制は、令和 8（2026）年末までの時限措置であるが、今後の少子高齢化・人口減少の進展を踏まえると、2027 年以降も本税制を継続し、国民のセルフメディケーションに引き続きインセンティブを与え、行動変容を促していく必要がある。 今後、高齢者は増加傾向が続き、2043 年にピークを迎えるところ、更なる高齢化率の上昇や人口減少の見通しを踏まえ、本税制を恒久化も視野に入れ継続する。 ○対象医薬品の範囲の拡大 本税制は、令和 3 年度税制改正において、スイッチ OTC 医薬品に加えて、新たに解熱鎮痛剤や鎮咳去痰薬などの 4 薬効群を税制対象医薬品に追加したところ、令和 4 年度以降、3 年連続で本税制の利用者が増加している。 今後、国民から見て税制の対象範囲をよりわかりやすくするとともに、セルフメディケーション税制のインセンティブ効果を強化し、セルフメディケーションの一層の推進を図るために、医療費適正化効果が見込まれる非スイッチ OTC 医薬品や OTC 検査薬、薬局製造販売医薬品も税制対象医薬品に追加する。 ○所得控除額の算出方法の見直し 本税制の控除額は、要指導医薬品及び一般用医薬品等購入費の合計額から 1 万 2 千円を差し引いた金額（上限額 8 万 8 千円）となっているが、税制によるインセンティブ効果をより強化するために、所得控除額の算出方法を以下のとおりとする。 購入費から差し引く下限額を現行の 1 万 2 千円から 0 円に引き下げるとともに、上限額を 8 万 8 千円から 20 万円に引き上げる。その上で、少額還付を回避するため、要指導医薬品及び一般用医薬品等購入費の合計額（保険金などで補填される部分を除く）が 1 万 2 千円以下の場合は、本税制の対象外とする。
----------------------------------	--

	<関係条文> 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 22 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 32 条第 1 項、第 34 条第 1 項	
	平年度の減収見込額	▲1,597 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — ）
	（改正増減収額）	（ — ）

(1) 政策目的

今後の少子高齢化・人口減少の進展を見据え、限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーションに取り組む環境整備をより一層促進するため、要指導医薬品及び一般用医薬品等の購入費用の自己負担額を対象とした所得控除制度を恒久化も視野に入れ継続するとともに拡充する。

(2) 施策の必要性

軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品等により自分で手当するセルフメディケーションは、今後、少子高齢化・人口減少が一層進む中、限られた医療資源を有効活用しながら国民の健康の維持増進を図る観点から有効であり、今後更なる推進を図る上で、本税制は有効なツールである。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、日頃からセルフメディケーションの意識を持ち、国民一人一人が自らの体調を適切に管理することの重要性が再確認されている。

本税制の導入により、①軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品等により自分で手当することへのインセンティブや、②製薬業界が、今後の需要の増加を見込んで OTC 医薬品の供給量を増やすことへのインセンティブが期待されていたところ、

- ・本税制の利用者が増加傾向にあり、一定程度の医療費適正化効果が見込めること、
 - ・税制対象医薬品の生産・輸入金額は、令和3年度税制改正後の令和4年から令和5年にかけて増加（125%・800億円）していること、
- から、着実にその効果が現れているものと考えられる。

一方、対象医薬品の範囲については、現行制度ではスイッチ OTC 医薬品及び4薬効群の非スイッチ OTC 医薬品に限定されているが、腹痛など「薬局でよく聞かれる症状」の改善に資する胃腸薬のほか、OTC 検査薬、生薬のみからなる一部の鎮咳去痰薬等が対象外とされている状況であり、セルフメディケーションへの政策インセンティブが限られている（※）。また、国民から見て税制の対象範囲が分かりにくいとの指摘もある。

このため、対象となる医薬品の範囲の拡大や控除額の算出方法の見直しにより、本税制のインセンティブ効果を高め、より多くの国民の行動変容を促したいと考えている。

（※）「総合診療医が教えるよくある気になるその症状（株）じほう」によると、薬局でよく聞かれる症状のうち、便秘、下痢、腹痛がそれぞれ5位、6位、8位に入っており、これらの症状改善に資する OTC 医薬品はいずれも税制対象外となっている。なお、1位かぜ、2位鼻水、3位咳・関節痛の症状改善に資する OTC 医薬品はいずれも税制対象となっている。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策評価】 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること 【閣議決定】 骨太の方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 （1）全世代型社会保障の構築 （創薬力の強化とイノベーションの推進） （前略）当初の医師の診断や処方に基づき症状の安定している患者が定期的に服用する医薬品や、低侵襲性検体である穿刺血を用いる検査薬を含む医薬品・検査薬の更なるスイッチ OTC 化など、具体的な工程表を策定した上でセルフケア・セルフメディケーションを推進しつつ、薬剤自己負担の見直しを検討する。
		政策の達成目標	より多くの国民がセルフメディケーションに自発的に取り組むよう税制によるインセンティブを付与することで、少子高齢化・人口減少が進む中、限りある医療資源の有効活用と国民の健康の維持増進を両立し、医療費の適正化にも貢献する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化又は継続
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	本税制の導入により、①軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品等により自分で手当することへのインセンティブや、②製薬業界が、今後の需要の増加を見込んで OTC 医薬品の供給量を増やすことへのインセンティブが期待されていたところ、 ・本税制の利用者が増加傾向にあり、一定程度の医療費適正化効果が見込めること、 ・税制対象医薬品の生産・輸入金額は、令和 3 年度税制改正後の令和 4 年から令和 5 年にかけて増加（125%・800 億円）していること から、着実にその効果が現れているものと考えられる。

			また、日本一般用医薬品連合会実施の調査（セルフメディケーション税制に関する意識調査）によると、本税制利用意向は、令和3年時点で1割程度であったところ、令和6年には2割程度と上昇しているところ、他の施策と併せて本税制のインセンティブ機能を強化することにより利用意向を高め、国民行動の変容を促す余地は多くある。
有効性	要望の措置の適用見込み	約10万人 ※税制利用人数が本税制の税制対象医薬品の拡大範囲に比例するものとし、現行制度の状況を基準として推計した。	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	より多くの国民がセルフメディケーションに自発的に取り組むようになることで、少子高齢化・人口減少が進む中、限りある医療資源の有効活用と国民の健康の維持増進を両立し、その結果、医療費の適正化にも資する。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○スイッチ OTC 化推進事業 令和7年度当初予算 10,844 千円 医療用医薬品から要指導・一般用医薬品への転用（スイッチ化）の促進を目的とした「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」の運営等に必要な経費を補助 ○セルフケア・セルフメディケーション調査事業 令和8年度概算要求 70,000 千円 セルフメディケーション税制等について、効果的な周知広報等の方法を調査・検証し、実施するために必要な経費を補助	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	スイッチ OTC 化推進事業は、スイッチ OTC 化を推進し、セルフメディケーションに係る国民の選択肢を増やすための事業であり、国民の行動変容促進の基盤となるものである。 セルフケア・セルフメディケーション調査事業は、セルフメディケーション税制のより一層効果的・効率的な周知方法を調査等する事業であり、引き続き国民の税制への理解を進めるためのものである。 一方、セルフメディケーション税制については、OTC 医薬品等の購入に経済的インセンティブを与え、国民の行動変容を直接的に促す政策である。	
	要望の措置の妥当性	一般的には、OTC 医薬品等を薬局・店舗販売業で購入するよりも、医療機関を受診し、医療用医薬品の処方を受けた方が、薬剤費のみを見れば安く済むことが多く、このことが、本来は OTC 医薬品等で対処できる場合であっても、医療機関を受診するという行動の一要因となっているものと考えられる。	

			セルフメディケーション税制は、OTC 医薬品等の購入に経済的インセンティブを与え、国民の行動変容を直接的に促す政策であり、今後、セルフメディケーション推進に重点的に取り組むに当たっては、本税制の恒久化も視野に入れた継続・拡充を行うことが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	租税特別措置適用人数：令和４年　４万３千人 令和５年　４万９千人 令和６年　５万３千人 (出典) 令和６年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（国税庁）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制によるセルフメディケーション促進の効果は「政策目標の達成状況」に記載したとおりである。 本税制の拡充により、セルフメディケーションに対するインセンティブが強化され、従前の制度よりも国民行動の変容が促される。結果として、利用者が現在の５万人程度から 10 万人程度まで拡大すると推計される。	
	前回要望時の達成目標	より多くの国民がセルフメディケーションに自発的に取り組むようになることで、少子高齢化・ポストコロナ社会において限りある医療資源の有効活用と国民の健康の維持増進を両立し、その結果、医療費の適正化にも資する。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制の導入により、①軽度な身体の不調に対し、OTC 医薬品により自分で手当することへのインセンティブや、②製薬業界が、今後の需要の増加を見込んで OTC 医薬品の供給量を増やすことへのインセンティブが期待されていたところ、 ・本税制の利用者が増加傾向にあり、一定程度の医療費適正化効果が見込めること、 ・税制対象医薬品の生産・輸入金額は、令和３年度税制改正後の令和４年から令和５年にかけて増加（125％・800 億円）していること から、着実にその効果が現れているものと考えられる。 一方で、日本一般用医薬品連合会実施の調査（セルフメディケーション税制に関する意識調査）によると、本税制利用意向は２割程度と低迷している。他の施策と併せて、本税制のインセンティブ機能を強化することにより、利用意向を高め、国民行動の変容を促す余地は多くある。	

これまでの 要望経緯	平成 28 年度税制改正、令和 3 年度税制改正において、それぞれ 5 年間の措置が認められており、また、令和 3 年度税制改正においては、解熱鎮痛剤や鎮咳去痰薬などの 4 薬効群の非スイッチ OTC 医薬品について、税制対象医薬品への追加が認められている。
-----------------------	--